

## 【令和8年度～】御殿場市保育料利用者負担額表(月額)

(単位:円)

階層区分	定義	0, 1, 2歳児		3歳以上児
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1 均等割額のみ（所得割額のない）の世帯		4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
	2 市町村民税所得割額 48,600円未満		6,500 (3,250)	6,400 (3,200)
D	1 48,600円以上 62,000円未満	8,500 (4,250)	8,350 (4,175)	
	2 62,000円以上 77,101円未満	10,250 (4,500)	10,100 (4,500)	
	2' 77,101円以上 97,000円未満	10,250	10,100	
	3 97,000円以上 128,000円未満	13,500	13,250	0
	4 128,000円以上 169,000円未満	17,000	16,700	
	5 169,000円以上 199,000円未満	19,500	19,150	
	6 199,000円以上 261,000円未満	21,500	21,150	
	7 261,000円以上 301,000円未満	23,000	22,600	
	8 301,000円以上 339,000円未満	25,000	24,550	
	9 339,000円以上 397,000円未満	27,000	26,550	
	10 397,000円以上	28,500	28,000	

・歳児はその年度の4月1日時点の年齢で決まります。

・幼稚教育・保育の無償化により、3, 4, 5歳児の利用者負担額は無料となります。

・令和6年度から御殿場市の独自施策として、同一生計の扶養する子どもが2人以上いる場合の第2子以降の子に係る保育料利用者負担額は無料となります。

・ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等は、括弧書きの保育料を適用します。

・標準時間は7:00～18:00、短時間は8:30～16:30の利用となり、保育の必要量により認定されます。当該時間以外の利用には延長保育料金がかかります。